

仕様書

件 名	帳票「LN10 目的別チラシ（前年度免除承認者への申請勧奨）」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg ※グリーン購入法に適合するものであること（入手困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、赤、青、黄）、裏4色（墨、赤、青、黄）
サ イ ズ	A4（縦297mm×横210mm）
製 本	なし
梱 包	1包=500枚。100枚ごとに帯封し、5帶でクラフト梱包すること。 ※梱包した外側2側面に帳票番号、帳票名、数量、製造業者名及び製造年月を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。2側面とは原則として、短辺及び長辺1箇所ずつである。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	別紙「月別納品数量内訳」のとおり
納 期	別紙「月別納品数量内訳」のとおり
納入場所	日本年金機構が指定する場所（首都圏1カ所）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷内容は、別添の見本を参照すること。 ・ 正式な原稿は、業者決定後に紙媒体及び電子媒体で提供する。 ・ 印刷原稿は、機構が引き渡した電子データを使用し版下を作成すること。 ・ 校正原稿は、紙媒体及びテキストデータを識別できるPDFファイルによって提出すること。PDFデータのファイル名は「帳票番号_〇〇版_YYYYMMDD」とする。アルファベットと数字は半角とする。（例：LN10_校正版_20250501）。 ・ 契約期間内において原稿の変更があり得る。なお、変更がある場合は、納期の2カ月前までに日本年金機構会計・資産管理部管財Gから連絡する。 ・ 帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ヶタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> ① 作成年月（西暦下2ヶタ+月2ヶタ） ② 担当部署番号（4ヶタ） ③ 通番（3ヶタ） ④ 業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用 ・ 初回納品時及び原稿の変更時に、印刷用版下データ（テキストデータを識

	<p>別できるPDFに変換したもの)を日本年金機構が指定する電子媒体等で納品すること。PDFデータのファイル名は「帳票番号_〇〇版_YYYYMMDD」とする。アルファベットと数字は半角とする。(例:LN10_校了版_20250601)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 初回納品時及び原稿の変更時に、製品サンプルを20枚ずつ下記校正担当及び日本年金機構会計・資産管理部管財Gに納品すること。 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 仕様書等に関し質問がある場合、令和8年1月28日(水)16時00分までに「質問書」(任意様式)により、下記校正担当宛てに提出すること(FAXの場合、送信後、電話により到着確認を行うこと)。回答については、令和8年2月2日(月)18時00分までに行う予定。
校正担当	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構国民年金部国民年金業務G 電話番号: 03-5344-1100 (内線: 3343) 担当: 稲田 FAX番号: 03-6892-0758</p>

国民年金保険料の未納を防ぐために…

免除・納付猶予制度の申請を！

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

なお、一部免除は、**減額された保険料を認めないと未納期間となります**ので、必ず納めてください。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、**本人、配偶者**それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

【学生の方は、学生納付特例をご利用ください】

学生の方で**本人の所得**が一定額以下の場合には、申請により、保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。（学生納付特例に該当する方は、上の①②の申請はできません）

手続き方法は日本年金機構ホームページでご確認ください。

免除を受けるための「所得」の目安

【単位：万円】

世帯構成	免除等の種類 全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)	172 (257)	202 (300)	242 (357)	282 (407)
2人世帯 (夫婦のみの場合)	102 (157)	126 (191)	166 (248)	206 (305)
単身世帯	67 (122)	88 (143)	128 (194)	168 (251)

() 内は収入額

* 表は標準的なモデルをもとに計算しています。

* 所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、ご了承ください。

■免除・納付猶予制度の申請方法

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所に提出してください。（郵送も可）

●マイナポータルを利用した電子申請

- ①マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。
- ②マイナポータルのトップ画面の「年金」を選択し、「国民年金保険料の免除」から希望する手続きを選択してください。
- ③案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。

手続きおよび申請方法はこちらから
[マイナポータル](https://myna.go.jp) 検索
<https://myna.go.jp>



電子申請の概要是日本年金機構
ホームページをご覧ください。
[国民年金 電子申請](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html) 検索
[https://www.nenkin.go.jp/
tokusetsu/denshi_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)



■過去2年までさかのぼって免除・納付猶予の申請ができます

免除・納付猶予は、過去2年（申請月の2年1ヶ月前の月分）までさかのぼって申請ができます。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

■未納だと損をします！「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…	計算される	計算される（注1）	計算される（注2）	計算されない	計算されない

（注1,2）保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。

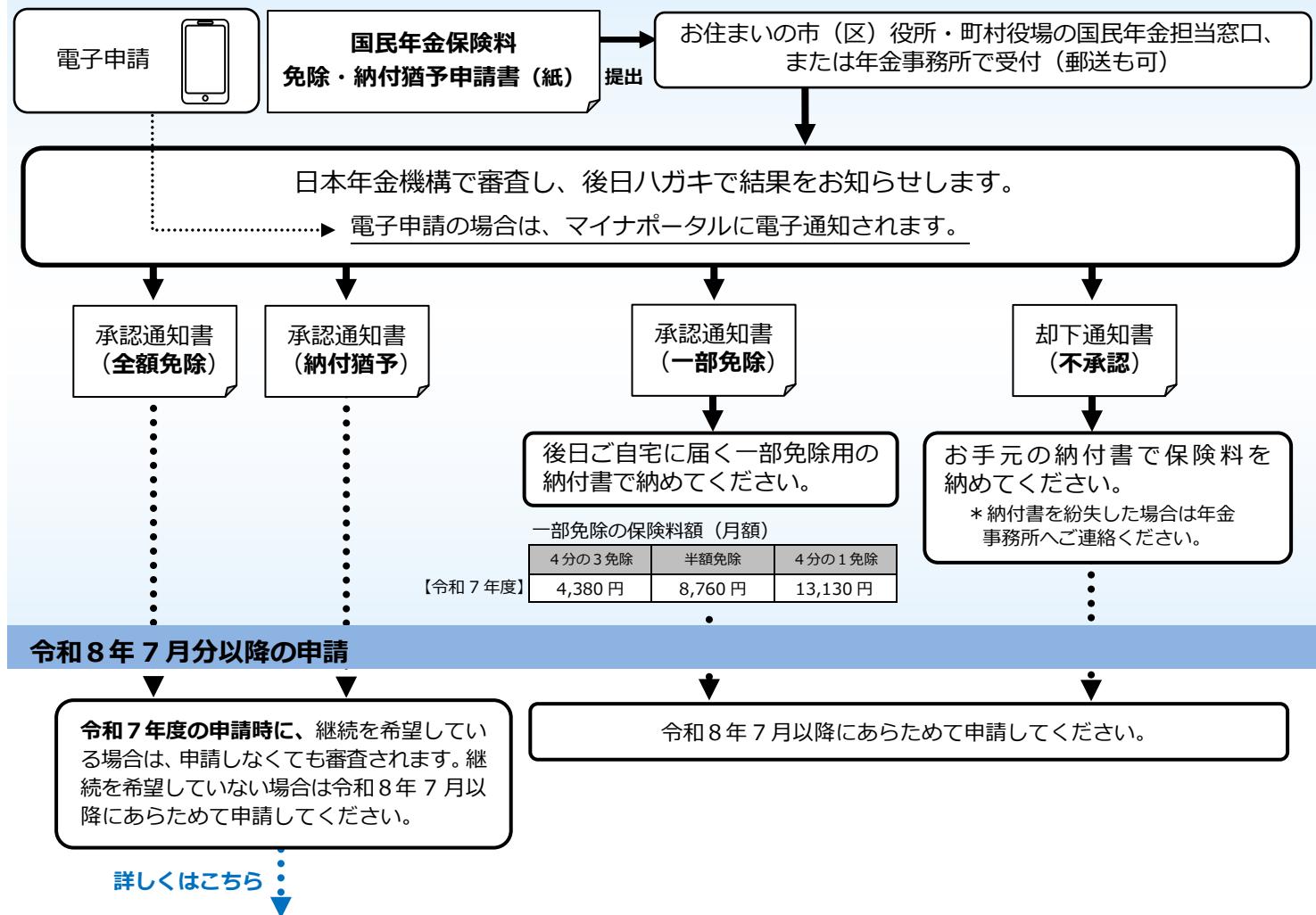
- 全額免除の場合…8分の4
- 3/4免除の場合…8分の5
- 半額免除の場合…8分の6
- 1/4免除の場合…8分の7

*平成21年3月以前の免除期間は、割合が異なります。

（注2）「一部免除」については、**減額された保険料を認めないと2年を超えると、時効により納めることができなくなります**ので、ご注意ください。

【申請手続きの流れ】

令和7年7月～令和8年6月分の申請（審査期間中に行き違いで催告状等が届く場合もありますのでご了承ください。）



ご希望により、2年目からは免除・納付猶予申請が不要となります

全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除または納付猶予の承認を希望する場合は、申請が不要になります。ただし、失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。

* 翌年度以降は、毎年日本年金機構が審査を行い、審査結果を通知します。審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

* 審査の結果、全額免除または納付猶予が不承認になった場合でも、一部免除に該当する場合には、あらためて申請が必要です。

■ 免除期間の保険料は、あとから納めることができます

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、10年以内であれば、あとから保険料を納めることができ、納めると年金額は減少しません。この制度を「追納制度」といいます。

* 免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

* 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

■ 産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

● 届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものとして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

* 出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

● すでに免除手続や納付をしていても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口に届出してください。また、マイナポータルを利用した電子申請を行うことができます。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

免除、追納および産前産後免除に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

月別納品数量内訳

物品番号 LN10

単位：包（500枚/包）

納入期限予定日及び各期ごとの予定数量					
2026年4月10日	2026年5月8日	2026年6月10日	2026年7月10日	2026年8月10日	2026年9月10日
5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分	10月使用分
124	124	1,688	216	292	223

納入期限予定日及び各期ごとの予定数量						2026年4月納品 ～2027年3月納品 合計
2026年10月9日	2026年11月10日	2026年12月10日	2027年1月8日	2027年2月10日	2027年3月10日	
11月使用分	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	4月使用分	
166	150	105	101	84	1,413	

- 各期毎の予定数量（〇の場合も含む）は増減することがある。
- 確定数量の連絡は会計・資産管理部管財Gから納入期限の30日前までに行う。（数量変更がない場合も連絡を行う。）
- 上記合計に0.9を乗じて端数を切り捨てた数量を最低作成数量とする。
- 原稿の変更があった場合は、予定数量よりも大幅な数量増の可能性があるため留意すること。